

## 特殊詐欺対策電話機等購入補助金 よくある質問（Q & A）

Q 1. 特殊詐欺対策電話機等とは何か。（要綱第 2 条関係）

A. この補助制度でいう「特殊詐欺電話機等」とは、以下 2 点のいずれかの機能を有している固定電話機または固定電話機に接続して使用する機器（外付け機器）のことです。対象になるか判断できない場合は、購入前に人権・市民生活課（TEL：36-5881）にご確認ください。

- ①電話の着信時に、電話の相手方に対し通話を録音するなど警告メッセージを流し、通話中に自動的に通話内容を録音する機能
- ②特殊詐欺などの迷惑電話の着信を自動判別し、着信を拒否または着信ランプなどで警告表示する機能

Q 2. 住民登録地は近江八幡市だが、現在、別の市町村に居住している。対象となるか。（要綱第 3 条関係）

A. 対象になりません。本市に居住し、かつ本市に住民登録されている満 65 才以上の方またはその方と同じ世帯の方が対象になります。

Q 3. 近江八幡市に居住し、かつ住民登録のある満 65 才以上の親族の代わりに、補助金を申請したい。対象となるか。（要綱第 3 条関係）

A. 申請者が本市に居住し、かつ本市に住民登録されている満 65 才以上の方と同じ世帯の方であれば対象になります。市外にお住まいの方からの申請は対象外になります。

Q 4. ネット通販（ショッピングサイト）での購入は対象になるか。（要綱第 4 条関係）

A. ネット通販やオークションでの購入は対象になりません。近江八幡市内の販売店で新品（未使用品）として購入されたものに限ります。

Q 5. 特殊詐欺対策機能がついていると思う機器を令和7年2月に購入したが、補助金の対象になるか。(要綱第5条関係)

A. 対象になりません。令和7年4月1日(この要綱が施行された日付)以降に購入した機器が対象になります。

また、申請については購入から1年以内に限ります。

Q 6. 購入時にポイントを利用したいが、補助額はどうか。(要綱第5条、第6条関係)

A. ポイントを利用して値引きされた分は補助の対象になりません。ポイント値引き分を差し引いた購入費が補助対象経費になります。

(例) 税抜額20,000円の電話機を4,000円分のポイントを使用して購入した場合

⇒ 20,000円 - 4,000円分ポイント = 16,000円が補助対象経費となり、補助率1/2で、8,000円を補助金として交付することになります。

Q 7. 添付書類の「機能が確認できる書類(カタログなど)」が手に入らないが、必ず提出が必要か。(要綱第8条関係)

A. 補助対象機器かどうかの確認を行うため必要になります。製品名・メーカー名が確認できる書類を提出してください。(例：取扱説明書の表紙のコピー、インターネットサイトの対象機器のページのコピー など)

Q 8. 添付書類の「領収書等の写し」は、レシートを代用してよいか。(要綱第8条関係)

A. 以下の内容を証明できる書類であれば、レシートでも構いません。

①購入日 ②購入金額(税込み価格もしくは消費税額が分かること) ③購入店舗名 ④製品名・品番等購入機器を判別できる情報

Q 9. 領収書を紛失した。どうすればよいですか。(要綱第8条関係)

A. 補助金申請手続きに必要なことを販売店に説明いただき、再発行を受

けてください。

Q 1 0. 購入した機器がいなくなった場合、売却してもいいか。(要綱第 1 1 条関係)

A. 補助金交付後、6 年間（電話機の耐用年数）は、近江八幡市の承認を受けずに譲渡したり売却したりできません。補助金の全部または一部を返還してもらう場合がありますのでご注意ください。

Q 1 1. 購入時に追加で料金を払うことで一定期間は商品の修理等の保証を受けることができる。その料金も補助対象になるか。(要綱第 5 条関係)

A. 保証を受けるために追加で支払う費用については補助対象外です。